

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年10月7日(2010.10.7)

【公開番号】特開2009-217814(P2009-217814A)

【公開日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2009-038

【出願番号】特願2008-336240(P2008-336240)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 3 8 0 H

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月25日(2010.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タッチセンサパネル上の接触を選択的に拒否するための方法であって、

前記タッチセンサパネル内の1つ又はそれ以上の領域を接触拒否領域として指定する段階と、

拒否又は認識基準に従って、前記1つ又はそれ以上の接触拒否領域内で検出された第1の接触を選択的に拒否又は認識する段階と、

を含み、

前記第1の接触が前記タッチセンサパネル内で検出された少なくとも1つのジェスチャーまたは、第2の接触に関係していない限り、無視されることを特徴とする方法。

【請求項2】

前記第2の接触が前記タッチセンサパネルの主領域内で検出された場合、又は前記第2の接触が前記第1の接触から所定の距離領域内で検出された場合には、前記第1の接触を認識する段階を更に含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第2の接触が前記タッチセンサパネルの主領域内で検出され、且つ(1)前記第1の接触が特定の閾値を超える移動を有するとして検出された場合、(2)前記第1及び第2の接触が同期した移動を有しているか、又は(3)前記第1及び第2の接触がほぼ同時に生じた場合に、前記第1の接触を認識する段階を更に含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記第1の接触が特定のジェスチャーの一部又は全部として認識された場合に前記第1の接触を認識する段階を更に含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記第1の接触の原因としての指又は親指の識別に従って、又は前記第1の接触の計算パラメータに従って、前記接触拒否領域のサイズを変える段階を更に含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項6】

1つ又はそれ以上の第2の接触がジェスチャーの一部として前記タッチセンサパネルの主領域内で検出された場合には、前記第1の接触を前記ジェスチャーの一部として認識する段階を更に含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記1つ又はそれ以上の第2の接触をドラッグジェスチャーの一部として認識し、前記第1の接触を前記ドラッグジェスチャーのドラックロック構成要素であると認識する段階を更に含む、

請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記第1のジェスチャーを行う1つ又はそれ以上の第2の接触が前記タッチセンサパネルの主領域内で検出された場合に、第1のジェスチャーを変更するものとして前記第1の接触を認識する段階を更に含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記タッチセンサパネルの種々の端部に沿って前記接触拒否領域に種々の幅を割り当てる段階を更に含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項10】

タッチセンサパネル上の接触を選択的に拒否するためのプログラムコードを格納するコンピュータ可読記憶媒体であって、前記プログラムコードが、前記タッチセンサパネルにおいて前記タッチセンサパネルの1つ又はそれ以上の端部に沿って位置付けられる1つ又はそれ以上の指定された接触拒否領域で検出された第1の接触を、拒否又は認識基準に従って選択的に拒否又は認識する段階を含み、

前記第1の接触が前記タッチセンサパネル内で検出された少なくとも1つのジェスチャーまたは、第2の接触に関係していない限り、無視されるようになっており、

且つ前記1つ又はそれ以上の指定された接触拒否領域が前記タッチセンサパネルの1つまたはそれ以上のエッジに沿って位置している、方法を実施させるものである、ことを特徴とするコンピュータ可読記録媒体。

【請求項11】

前記プログラムコードが、前記第2の接触が前記タッチセンサパネルの主領域内で検出された場合、又は前記第2の接触が前記第1の接触から所定の距離領域内で検出された場合には、前記第1の接触を認識するものである、

ことを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項12】

第2の接触がまた前記タッチセンサパネルの主領域内で検出され、且つ(1)前記第1の接触が特定の閾値を超える移動を有するとして検出された場合、(2)前記第1及び第2の接触が同期した移動を有しているか、又は(3)前記第1及び第2の接触がほぼ同時に生じた場合には、前記プログラムコードは更に前記第1の接触を認識するものである、ことを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項13】

前記第1の接触が特定のジェスチャーの一部又は全部として認識された場合のみ、前記プログラムコードは更に前記第1の接触を認識するものである、

ことを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項14】

前記プログラムコードが更に、前記第1の接触の原因としての指又は親指の識別に従って又は前記第1の接触の計算パラメータに従って、前記接触拒否領域のサイズを変えるものである、

ことを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項15】

1つ又はそれ以上の第2の接触がジェスチャーの一部として前記タッチセンサパネルの主領域内で検出された場合には、前記プログラムコードは更に前記第1の接触を前記ジェスチャーの一部として認識するものである、

ことを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項16】

前記プログラムコードが更に、前記1つ又はそれ以上の第2の接触をドラッグジェスチャーの一部として認識し、前記第1の接触を前記ドラッグジェスチャーのドラッグロック成分として認識するものである、

ことを特徴とする請求項15に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項17】

前記第1のジェスチャーを行う1つ又はそれ以上の第2の接触が、前記タッチセンサパネルの主領域内で検出された場合に、前記プログラムコードは更に第1のジェスチャーを変えるものとして前記第1の接触を認識するものである、

ことを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項18】

前記プログラムコードが更に、前記タッチセンサパネルの種々の端部に沿って前記接触拒否領域に種々の幅を割り当てるものである、

ことを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項19】

前記コンピュータ可読記録媒体が移動電話、メディアプレーヤー、またはパーソナルコンピュータに含まれていることを特徴とする請求項10に記載のコンピュータ可読記録媒体。

【請求項20】

タッチセンサパネル上の接触を解釈するための方法であって、

前記タッチセンサパネル内の1つ又はそれ以上の領域をクリック領域として指定する段階と、

前記タッチセンサパネルの機械クリックを検出する段階と、

特定のクリック領域におけるタッチを前記機械クリックの検出とほぼ同時に検出する段階と、

前記特定のクリック領域に応じて前記タッチを解釈する段階と、
を含む方法。